

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の概要

1. 趣旨

基本条例審議会は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的の実現に向けてまちづくりが行われているのかについて、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに必要な提言をするための組織です。

2. 設置根拠等

【住民自治によるまちづくり基本条例第 33 条】（一部抜粋）

第 33 条 町は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「基本条例審議会」といいます。）を設置するものとします。

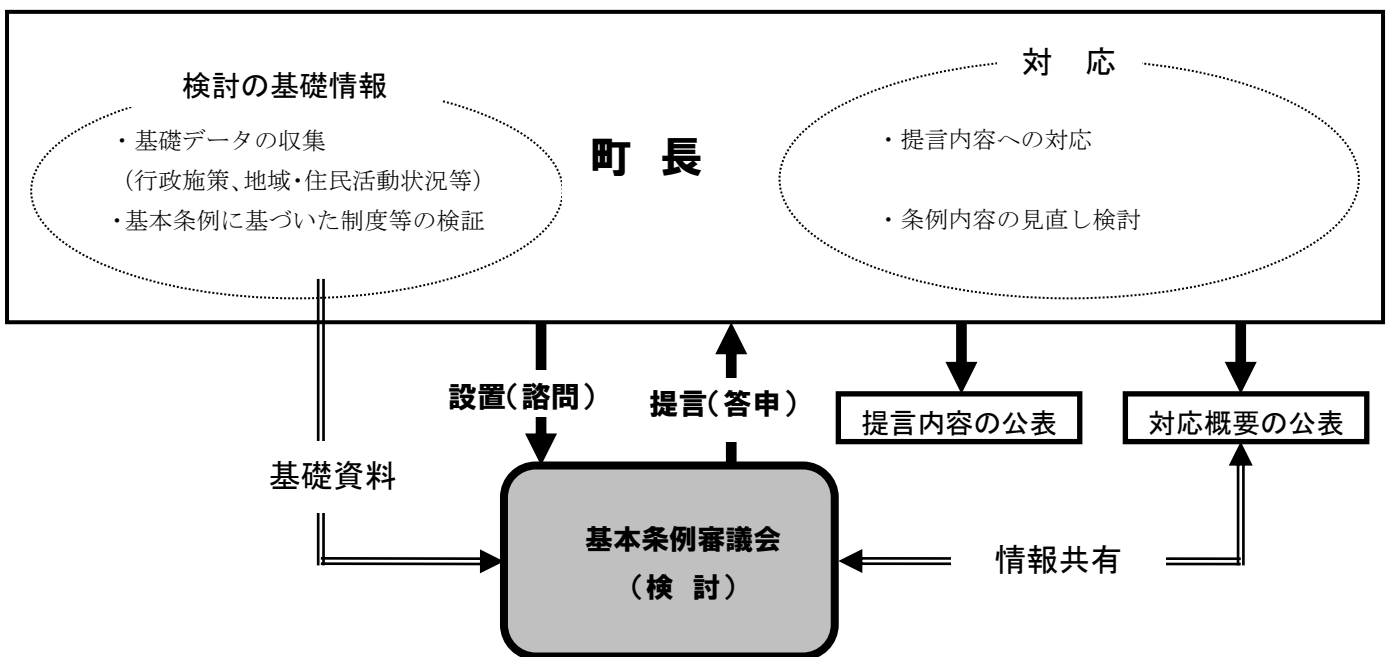
2 基本条例審議会は、行政機関の附属機関とし、4 年を超えない期間ごとに、この条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言するものとします。

3. 構成：学識経験者、公募住民、その他町長が特に必要と認める者

4. 人数：10 人以内

5. 委員の任期：4 年

イメージ図



6. 審議会の基本的な流れ

【審議会における所掌事務】（審議会条例第3条）

- ①基本条例の見直しに関する調査審議すること
- ②基本条例に基づいたまちづくりに関し調査審議すること

